

## 公 表 第 7 号

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので公表します。

令和7年5月2日

|          |         |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 山 口 文 刀 |
| 久留米市監査委員 | 樋 口 明 男 |
| 久留米市監査委員 | 佐 藤 晶 二 |
| 久留米市監査委員 | 石 井 俊 一 |

# 財政援助団体等監査結果報告（１）

## 第１ 監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査

## 第２ 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

| 対象団体                          | 実施場所                                     | 日 程                      | 団体         |          | 所管部局       |          |
|-------------------------------|------------------------------------------|--------------------------|------------|----------|------------|----------|
|                               |                                          |                          | 指摘事項<br>件数 | 意見<br>件数 | 指摘事項<br>件数 | 意見<br>件数 |
| 公益財団法人<br>久留米市生きがい<br>健康づくり財団 | 監査委員室<br>監査委員事務局執務室・<br>会議室<br>対象団体等の執務室 | 令和６年１２月１６日<br>～令和７年４月３０日 | ２          | １        | ２          | ０        |

## 第３ 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和５年度及び令和６年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第４ 団体の概要

### １ 団体の概要

- （１）基本財産

１５，０００，０００円（令和６年３月３１日現在）
- （２）設立年月日

昭和６３年３月２９日
- （３）設立の目的

久留米市民に対して、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、子育て支援・児童の健全育成に関する事業及び地域社会の振興に関する事業を行うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
- （４）事業の概要

ア 公益目的事業

（ア）生涯学習の推進及び生涯学習センターの管理に関する事業

（イ）筑邦・耳納市民センター多目的棟の管理に関する事業

（ウ）児童センターの管理に関する事業

（エ）学校施設の環境整備に関する事業

イ 収益目的事業

えーるピア久留米における喫茶店運営及び自動販売機設置等の収益事業
- （５）役員及び職員数

理事７名、監事２名、評議員１２名、職員９８名（パート・臨時を除く）  
（令和６年４月１日現在）

### ２ 久留米市との関係

- （１）出資

久留米市は、１５，０００，０００円を出資している。（令和６年３月３１日現在）

(2) 財政援助

令和5年度において、事業活動費654,360,728円に対して、86,344,207円の補助金交付を行っている。

(3) 指定管理者

久留米市は、当該団体を下記施設の指定管理者として指定している。

ア 久留米市生涯学習センター等

(ア) 指定管理料 令和5年度決算額 137,717,000 円

(イ) 指定期間 令和2年4月1日～令和8年3月31日

※施設改修の影響により1年間延長(当初:令和7年3月31日まで)

(ウ) 選定方法 公募

イ 筑邦市民センター多目的棟、耳納市民センター多目的棟

(ア) 指定管理料 令和5年度決算額 58,257,000 円

(イ) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(ウ) 選定方法 公募後、該当団体なしのため候補者選定の特例により選定

(4) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は1名である。

(5) 所管部局

市民文化部 生涯学習推進課

## 第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

### 1 団体への指摘事項及び意見

#### 指 摘 事 項

〔社用車管理事務〕

業務用車両の運転前後に義務付けられているアルコールチェックについて、実施していないものがある。

〔指定管理者事務〕

市からの貸与備品等について、現物の状況確認等がなされていない。

## 《事務監査》

久留米市の外郭団体は大小数多くあるが、経理などの内部事務は、専門性を伴うものの、ほぼ共通する内容であると考えられる。これらの事務を、それぞれの団体において行うのは、各団体とも職員数が多くない中、同一職員が長期間にわたって行う可能性があり、さまざまなリスクが伴うとともに、効率性の観点から見直しの余地があると考ええる。

本来であれば、将来的な組織統合といったことも見据えるべきであるが、人材の確保が困難になってきている喫緊の課題への対応策として、各団体の効率的な運営ができるような体制づくりについて、検討する必要があると思われる。

団体の中で最も職員数が多く、中心的な存在である当財団において、他団体から事務を受託し、経理や社会保険関係事務等を一括して行うようにすれば、他団体においては、人的資源を他の業務に有効に回すことができ、また、当財団の安定的な運営にも資することができるようになると思われる。

まずは、他団体と効率かつ安定的な経営について連携・協議を行うとともに、市の関係部局と検討を行われたい。

## 2 所管部局への指摘事項

## 指 摘 事 項

## 〔補助金等交付事務〕

当財団に対する補助金交付要綱において、補助金の対象経費や算定方法などが、明確な基準として設定されていない。

## 〔指定管理者事務〕

指定管理事業である生涯学習推進事業において、指定管理料が適切に設定されておらず、運営費補助が充当されている。

## 財政援助団体等監査結果報告（２）

### 第１ 監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査

### 第２ 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

| 対象団体                      | 実施場所                                     | 日 程                      | 団体         |          | 所管部局       |          |
|---------------------------|------------------------------------------|--------------------------|------------|----------|------------|----------|
|                           |                                          |                          | 指摘事項<br>件数 | 意見<br>件数 | 指摘事項<br>件数 | 意見<br>件数 |
| 職業訓練法人<br>久留米地区<br>職業訓練協会 | 監査委員室<br>監査委員事務局執務室・<br>会議室<br>対象団体等の執務室 | 令和６年１２月１６日<br>～令和７年４月３０日 | ２          | ２        | １          | ０        |

### 第３ 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和５年度及び令和６年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第４ 団体の概要

#### １ 団体の概要

（１）基本財産 ー

（２）設立年月日 昭和４９年１０月１７日

（３）設立の目的 職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な人材を養成し、もって労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上を図るとともに、県南部地区の経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（４）事業の概要 ア 受託訓練Ａ：福岡県からの委託訓練で、求職者を対象とした公共職業訓練

イ 受託訓練Ｂ：企業・団体などの民間企業からの委託訓練及び検定試験

ウ 向上訓練：職業能力開発促進法にもとづく企業在職者訓練

エ 自主訓練：職業能力開発促進法に該当しない市民、地域労働者を対象とする訓練

（５）役員及び職員数 会長１名、副会長２名、理事１１名、監事３名、職員５名  
(令和６年１２月１日現在)

#### ２ 久留米市との関係

##### （１）財政援助

令和５年度において、事業活動費９３，５１２，６５９円に対して、  
３１，４４７，４２９円の補助金交付を行っている。

## （２）所管部局

商工観光労働部 労政課

## 第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

### 1 団体への指摘事項及び意見

#### 指 摘 事 項

〔契約事務〕

（１）必要な見積書が徴取されていないものがある。

（２）契約書において、特段の事由もなく、契約の解除要件を限定しており、民法の規定より協会にとって不利な内容となっているものがある。

#### 意 見

《事務監査》

（１）当協会では、上席者による統制行為は構築されているものの、経理事務と人事・給与事務を実質的に1名で担当している。

内部統制上の観点から、少なくとも、給与事務と経理事務の担当を分けた上で、定期的に担当者の交替を行われたい。

（２）当協会の決算書によれば、令和５年度は約678万円、令和４年度も約1,036万円の損失を出している。令和６年度の収支状況は、これよりも改善される見込みであるとのことであったが、今後の人件費の上昇等を考慮すると、楽観できるものではない。

このことについては、令和６年度に実施された包括外部監査において、「このまま赤字が続けば、数年後には債務超過の状況になる可能性がある」との指摘を受けている。

今後も事業を永続的に実施していくためには、外郭団体であっても、恒常的な黒字経営が必要である。

まずは、時代のニーズに応えた講習を実施し受講者を増やすことで収入の確保に努め、併せてDXを推進して支出も見直し、安定的な黒字経営を目指されたい。

そのうえで、法人としての中期的な事業計画・経営計画を策定し、今後の健全な法人運営を行われたい。

### 2 所管部局への指摘事項

#### 指 摘 事 項

〔補助金等交付事務〕

当協会に対する補助金交付要綱において、補助金の対象経費や算定方法などが、明確な基準として設定されていない。